

業務説明資料

1 業務名

令和7年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業の目的

省エネや再エネの活用を進め、脱炭素社会の実現に向けた市民や事業者の行動変容を促進することを目的とする。

4 事業概要

本委託は、J-クレジット制度におけるプロジェクトである横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業（以下「YGrEP事業」という。）の運営を行うものである。

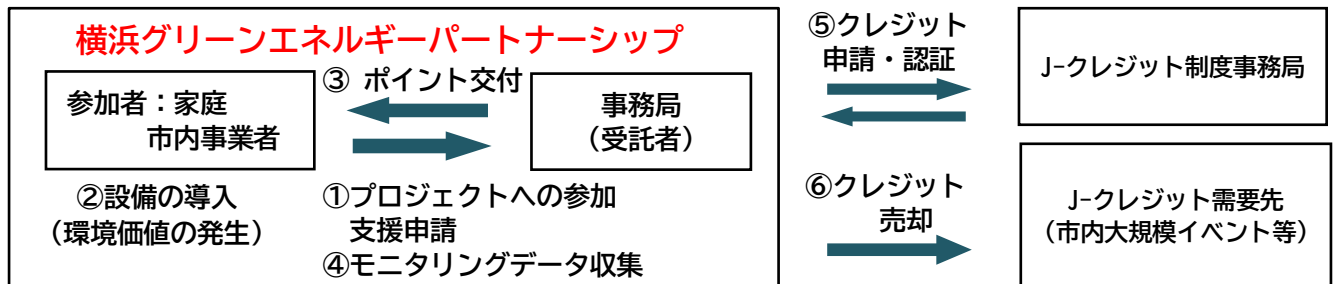
YGrEP事業の取組として、YGrEP事業への参加者（以下「参加者」という）の受付及びその管理、太陽光発電設備の導入をした者へのキャッシュレスポイント付与等の導入支援、J-クレジットの申請のための各参加者からのモニタリングデータの収集、並びにJ-クレジット制度事務局に対する申請及びJ-クレジットの売却が主たる取組内容となる。

なお、令和7年度にあっては、上記取組のうち、参加者の受付及びその管理、太陽光発電設備の導入をした者へのポイント付与等の導入支援を行うものとし、J-クレジットの申請のための各参加者からのモニタリングデータの収集及びJ-クレジットとしての申請は行わないものとする。

(1) 名称

横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業（略称：YGrEP事業）

(2) 全体像（イメージ）



横浜グリーンエネルギーパートナーシップへの参加（①）を条件に対象設備を設置（②）した市民へ導入支援としてキャッシュレスポイントの付与（③）を行う。

また、支援対象者からモニタリングデータを収集（④）し、設備導入によるCO₂削減量を算出し、J-クレジット制度の認証申請（⑤）を行いクレジット化する。

クレジットについては、市内で開催される大規模イベント等のオフセット（⑥）に活用する。

但し、参加の受付についてはキャッシュレスポイント交付の対象者に関わらず、市民・市内事業者から希望があれば受けること。

※令和7年度については①～③までを実施

(3) 概算金額

業務委託価格は109,000千円を上限とし、うち84,000千円（非課税）は還元原資、事務費の上限を25,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 業務内容

以下の本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容に基づき横浜市（以下、「委託者」という。）と受託者との協議の上、決定すること。

(1) 事務局の設置・運営

事務局を設置、運営すること。

ア 委託業務の全体総括・委託者との連絡調整

イ 申請・還元状況の管理・週次報告

還元原資の還元状況について、遅滞なく委託者に週次報告をすること。

ウ 早期終了見込み日の算出（期限を待たず予算上限に達する場合）

イに基づき、予算上限到達日及び支援事業早期終了見込み日を算出すること。

エ 早期終了が見込まれる場合の対応調整

オンライン申請と郵送申請で、申請にかかる時間に差異が出る事を考慮すること。

なお、早期終了時の対応については、委託者と協議の上決定すること。

(2) 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ参加者管理運営

本市がJ-クレジット制度実施規程（プログラム型プロジェクト用）※₁及び各方法論※₂に基づき作成する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約」及びプロジェクト計画書（太陽光発電設備、電気自動車、コージェネレーションの3種）に則り、参加希望者の受付及び審査を行うとともに参加者情報の管理を行うこと。

参加対象者は本事業の設備導入支援を受ける市民・市内事業者に関わらず、参加希望のあった市民及び市内事業者とする。

また、参加者向けに、令和8年度以降に想定しているモニタリングデータ収集や脱炭素ライフスタイルの推進に関する情報提供を適宜行うこと、実施の時期及び内容については委託者と協議の上、決定すること。

【参考】

※₁J-クレジット制度実施規程（プログラム型プロジェクト用）

（J-クレジット制度HP）

https://japancredit.go.jp/about/rule/data/11_kitei_program_v1.1.pdf

※₂方法論

（J-クレジット制度HP）

太陽光発電設備導入

https://japancredit.go.jp/pdf/methodology/EN-R-002_v3.3.pdf

電気自動車導入

https://japancredit.go.jp/pdf/methodology/EN-S-012_v4.3.pdf

コージェネレーション導入

https://japancredit.go.jp/pdf/methodology/EN-S-007_v3.1.pdf

別添資料：各プロジェクトの概要について

(3) 設備導入支援

再エネ・省エネに資する設備の導入に対し、キャッシュレスポイント交付により支援を行うこと。

申請方法や様式、還元方法等を定めたポイント交付の規約を作成すること。

また、確実に交付対象者へ還元がされるよう制度設計を行うこと。

なお、規約の内容については委託者と協議し作成すること。

ア 概要

(ア) 支援対象設備及び還元額

a 太陽光発電設備 15千円/kW（上限4kW）/戸

b 蓄電池 150千円/戸

c おひさまエコキュート 20千円/戸

d 電気自動車 100千円/戸

e 燃料電池（エネファーム） 30千円/戸

f V2H充放電設備 100千円/戸

ただし、aの導入支援については蓄電池若しくはおひさまエコキュートまたは電気

自動車を同時に設置するか既に設置していることを条件とする。

また、b、c、dの導入支援については太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していることを条件とする。

(イ) 対象製品および対象者

設備名	対象製品	対象者
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが導入される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。 	市民
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助事業における補助対象機器として、申請時点で一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。 常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電システムに充電するとともに、充電した電力を当該住宅で消費するもの。 敷地内に設置された定置用であること 	市民
おひさまエコキュート	<ul style="list-style-type: none"> 給湯省エネ2025事業（令和6年度補正予算「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」）のヒートポンプ給湯機の対象製品型番リストに掲載されている「おひさまエコキュート」製品 	市民
電気自動車	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となる自動車であること 	市民
燃料電池（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。	市民
V2H充放電設備	国の補助対象としている設備または一般社団法人CHAdeMO協議会の認証した設備	市民 市内事業者

※中古品不可、未使用品であること

※リース・PPAによる導入も可とする

(ウ) 対象者

市内に居住（横浜市内に住民登録がある者）し、5(3)ア(エ)aに定める期間内に横浜市内の住居に対象製品を設置（ただし電気自動車の場合は、使用の本拠の位置を横浜市内としているもの）した参加者である市民。

但し、V2H充放電設備については市内事業者も対象とし、参加を要件とはしない。

※住民登録の有無は、公的書類により確認すること

(エ) 支援業務実施期間

a 還元申請受付期間

令和7年7月下旬から令和7年12月22日（月）まで

※ただし期限を待たず予算上限に達した場合は、その時点で終了

b ポイント等還元手続き完了期限

令和8年2月27日（金）まで

(オ) 想定件数

約1,350件（太陽光発電設備：350件、蓄電池：200件、おひさまエコキュート：400

件、EV：100件、エネファーム：200件、V2H：100件)

(カ) 申請方法

申請方法はオンライン申請とする

但し、オンライン申請が難しい方への対応として、郵送による申請受付も行うこと

(キ) 還元方法

キャッシュレスポイントによる還元を行うこと。

但し、郵送申請する者については商品券による還元を行うこと。

キャッシュレスポイントについては、複数の銘柄から申請者が選択できるようにすること。具体的な手法や対象銘柄等の詳細は提案内容に基づき別途委託者と協議の上決定する。

(ク) 必要書類

本人確認書類、契約書、設備設置場所が確認できる書類、設置が確認できる書類（設置前後の写真等）とし、詳細は別途委託者と協議の上、決定する。

イ 審査・還元手続

(ア) 受付は、原則として対象設備の設置前（太陽光発電設備を既に設置しており、電気自動車のみ申請する場合は除く）に還元申請システムで行うこと。システムの使用が難しい市民に対しては、郵送でも対応すること。

(イ) (ア)で受け付けた内容を5(3)で作成する規約に基づき審査すること。

(ウ) 審査の過程において、申請内容に不備がある場合は、速やかに申請者に不備補正のための連絡をし、その内容を記録すること。

(エ) 審査完了後、還元対象である旨、申請者へSMSやメール、郵送申請者については郵送にて通知を行うこと

(オ) 申請者への通知後、還元申請のあった設備が設置されたことを確認し、還元を行うものとする。

(カ) 申請情報に基づき、キャッシュレスポイント又は商品券を、それぞれ適切な方法で申請者に付与又は還元すること。なお、機器設置の確認からポイントの場合は付与まで、商品券の場合は還元完了までは原則2週間以内（土日祝日含む）ただし、商品券については1か月以内とする。

(キ) 商品券については受託者が手配・調達し、適切に管理すること。

(ク) 返送が生じた商品券については、最低1回は再送等の対応を行うこと。再送等が困難な場合は、委託者に報告し取扱いを協議すること。

(4) システム構築・保守運用

下記のシステム類を構築し、保守運用すること。システム類におけるセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施するために、別途協議すること。また構築にあたっては、ウェブアクセシビリティに関してJIS X 8341-3:2016のレベルAAに準拠すること。また、テストを実施するなどし、UI/UXについてユーザー目線での操作性の改善に努めること。

※構築の際は、原則横浜市ドメインの「city.yokohama.lg.jp」を使用したサブドメインを利用すること。ただし、本市サブドメインの利用が難しい場合には、委託者との協議を行ったうえで外部ドメインを利用すること

ア 特設サイト

本事業の概要を説明し、事業趣旨に沿ったメッセージを掲載すること

説明対象製品をリスト化し、検索できるようにすること。

デバイスに応じて調整したレスポンスデザインとすること。

また、掲載情報に変更があった場合は、迅速に更新作業を行うこと。

イ 還元申請システム

申請者にとって、使いやすいものにする。

また、委託者が作成する更なる行動変容につながる情報発信・収集に関する下記の内容を組み込むこと。

※アンケート：5～10問程度（委託者と協議のうえ決定）を回答（初回申請時のみを想定）するよう設定

ウ 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ参加者登録システム

(7) 開設時期

還元申請受付の開始日から、令和8年2月27日（金）までとする。
終了後は委託者にデータを引き継ぐこと。

(イ) 申請項目

本市がJ-クレジット制度実施規程（プログラム型プロジェクト用）及び各方法論に基づき作成する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約」及びプロジェクト計画書（太陽光発電設備、電気自動車、コージェネレーションの3種）に則り設定すること、その他必要な項目については委託者と協議の上、追加することとする。

エ その他システム

本委託業務の履行に必要なシステムについて、適宜構築すること。

(5) コールセンター設置・運営

ア 設置期間

5(3)ア(エ)a開始日から、最短でも5(3)ア(エ)bの還元手続完了期限まで設置すること。
詳細な日付は委託者と協議の上、決定すること。

イ 対応時間

午前10時から午後6時までとする。週5日（土曜日を含む）開設すること。

ウ 設置場所

受託者が確保する場所において設置すること。ただし、受託者は、場所が決定次第、設置前に当該場所及び設置内容について委託者に報告すること。

エ 回線数及び従事者

十分な応答率を確保するために可能な限り必要な体制を確保すること。また、繁忙期・閑散期をはじめ、問合せ件数の増減想定や状況に応じた柔軟な運営体制をとること。

オ 設置期間以降の対応

当該問合せ窓口の設置期間以降の問合せについては、問合せ内容及び状況に応じ、委託者及び受託者で随時協議の上、対応すること。

(6) 周知・広報

市民及び設置・販売事業者、市内事業者向けに事業周知のための広報を行う。

ア 広報物の作成

チラシ、ポスター等を作成すること。
また、各種仕様については委託者と協議の上、決定する。

イ 広報の実施

民間媒体を活用した広報を企画提案し、委託者と協議の上で実施すること。

ウ 広報のポイント

(ア) 市民向け

支援事業の促進に加え、脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容につながる内容を記載したものとする。

(イ) 設置・販売事業者向け

各支援対象設備の設置・販売事業者や業界団体に、関係団体等を通じ、事業内容の周知及び説明を行うこと。

(ウ) 市内事業者向け

経済局で実施する事業者向け補助事業「カーボンニュートラル設備投資助成事業」利用者等の市内事業者向けに、横浜グリーンエネルギーパートナーシップへの参加促進を行うこと。

(エ) タイミング（事業開始時期に向けた時期）

(オ) 世代等のターゲットを意識した媒体の活用や内容の工夫

工夫例：更なる行動変容につなげるため、日常生活に基づいた実感しやすい具体例や数値を用いる

※参考：委託者の実施する広報の例

広報よこはま、横浜市ソーシャルメディア（Twitter、LINE）、ハマナビ、チラシ配布（市所管施設）

エ 早期終了時の周知・広報

設備導入支援業務の早期終了が見込まれる場合は混乱が生じないように、終了見込み日までの一定期間を見込んだ上で、市民に周知すること。

(7) 結果分析・報告書作成、データ引継ぎ

申請において取得した情報及び申請者アンケートの結果について集計し、委託者と協議したうえで、更なる行動変容につなげるための分析を行い、報告書に記載すること。

また、5(2)、(3)で取得した個人情報について契約終了時、横浜市へ引き継ぐこと。

電子ファイル形式で提供するものとし、具体的な項目および形式、方法については、協議の上、決定すること。

(8) その他事業実施にあたり必要な業務

委託者と協議のうえ、合意した業務

6 業務の流れ（イメージ）



7 提案・記載事項

(1) 「事務局の設置・運営」の実施内容

「事務局の設置・運営」について記載すること。

【必須事項】

- ①業務全体の実施フロー
- ②業務全体の進行スケジュール
- ③事務局・市民それぞれの間で生じうるトラブルを未然に防ぐ工夫
- ④事務局運営体制
- ⑤事務局運営フロー
- ⑥還元原資の還元状況の管理・報告の仕組み
- ⑦予算上限到達日及び還元申請早期終了見込み日の算出・周知の仕組み
- ⑧オンライン申請と郵送申請のできる限り不公平感の生じない対応方法

(2) 「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ参加者管理」の実施内容

「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ参加者管理」について記載すること。

【必須事項】

- ①業務体制（従事人数/日、従事場所、従事日数、繁忙期・閑散期における工夫）
- ②申請から審査フロー（申請項目、審査項目、審査方法）
- ③データ引継ぎ方法

- (3) 「設備導入支援」の実施内容
「設備導入支援」について記載すること。
【必須事項】
①業務体制（従事人数/日、従事場所、従事日数、繁忙期・閑散期における工夫）
②申請から審査・還元フロー（申請項目、審査項目、審査方法）
③選択できるキャッシュレスポイントの種類
④横浜市の既存事業の実績を踏まえた、ポイントを確実に市民に対して還元するための仕組み
- (4) 「システム構築・保守運用」の実施内容
「システム構築・保守運用」について記載すること。
【必須事項】
①各システム類運用フロー
②各申請フォームのイメージ図
③委託者が作成する情報収集・発信の各内容を促進する仕組み
- (5) 「コールセンター設置・運営」の実施内容
「コールセンター設置・運営」について記載すること。
【必須事項】
①業務体制（従事人数/日、従事場所、従事日数、繁忙期・閑散期における工夫）
②各対応時間
③各設置期間
- (6) 「周知・広報関連」の実施内容
「周知・広報関連」について記載すること。
【必須事項】
①市民・事業者向け広報の計画（5(6)ア、イ、ウを踏まえて作成すること）
②事業目的に沿った工夫
- (7) セキュリティマネジメント、危機管理体制
情報漏えい等の対策や、事故等の発生時の体制について記載すること。
- (8) 市内経済活性化に資する雇用の仕組み
市内における雇用創出を行う業務や人員配置、雇用者の従事場所について記載すること。
- (9) デジタルデバйд対策等の配慮
本業務における、デジタルデバйд等の配慮について、記載すること。
- (10) 本市サブドメインの利用可否
5(4)において構築するシステム類について、提案時点で、横浜市の「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインの利用可否が判明している場合は、記載すること。また横浜市のサブドメインの利用が出来ない場合は、その理由も併せて記載すること。
- (11) 著作権
横浜市委託契約約款を確認のうえ、下記について記載すること。
ア 本業務の履行にあたって構築したシステム類に関する著作権の所在
※構築にあたり第3者が存在する場合は、受託者と第3者を区別して記載
イ 著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）の譲渡の可否
※委託者へ著作権を譲渡した場合は、著作者人格権は行使しないものとする
ウ 委託期間終了後、委託者が上記システム類を使用する際の条件
委託期間以降に、委託者が本業務で構築したシステム類を改変・使用することが可能な状態を保持するために必要な条件を記載すること（保守費用、セキュリティ要件等）。なお、存置可能期間についても記載すること。

8 留意事項

- ・本事業の目的を十分に理解したうえで業務を遂行すること。
- ・契約代金額の支払方法については、「横浜市会計規則」に基づき、委託者と協議のうえ決定し、支払うものとする。
- ・契約代金額のうち、還元原資にあたる84,000千円（非課税）については、概算払とする。

- ※概算払分については精算をしたうえで、残額を委託者と協議し決定した日に委託者に戻入すること。なお概算払分の支払い方法（一括、分割等）は委託者と協議のうえ決定する
- ・業務の履行にあたっては、横浜市委託契約約款を遵守すること。
 - ・業務の履行にあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。